

要な設備(以下「遊興船舶等」という。)を設けて人に利用させようとする者

(3) 琵琶湖等においてボート競走、ヨット競走、ボードセーリング競走その他の船舶の競走、みこし渡し、水泳競技、ロケーション、花火大会その他公衆に観覧させるための催物(以下「催物」という。)をしようとする者

2 前項の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を公安委員会に提出しなければならない。

(1) 氏名および住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地)

(2) 行為の目的

(3) 行為の場所または区域

(4) 行為の期間または日時

(5) 行為の方法または形態

(6) 水上交通の安全および事故の防止のためにとる措置の概要

3 前項の届出書には、行為の場所または区域を示す図面その他の公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

(事故の防止等の措置)

第15条 琵琶湖等もしくはその付近地を利用して水泳施設等もしくは遊興船舶等を設けて人に利用させる者または琵琶湖等において催物をする者は、次の各号に掲げる水上交通の安全および事故の防止のための措置をとらなければならない。

(1) 老朽、破損等により危険が生ずるおそれがある船舶、施設または設備を自ら使用し、または人に使用させないこと。

(2) 水中に障害物がある場所、工事場その他立ち入ることによつてその者に危険が生ずるおそれがある場所に立ち入らないようその旨を掲示する等必要な措置をとること。

(3) 風波が高い場合または高くなるおそれがある場合であつて危険があると認められるときは、人が水上に出ないように注意すること。

(4) 動力船を人に危害を与えるおそれがある場所に立ち入らせないよう第2号の措置に準じた措置をとること。

(5) 必要により、管理人、監視人または救護人を置き、管理、監視または救護を行わせること。

(6) 必要により、救護用の船舶等を置き、または水上交通の安全および事故の防止上必要と認められる事項を掲示すること。

(船舶の航行の制限)

第20条 公安委員会は、第17条の2第2項の規定による動力船の航行の制限のほか、琵琶湖等において、水上交通の安全を確保するため特に必要があると認めるときは、特定の期間を限り、船舶を停留してはならない水域もしくは特定の船舶について航行してはならない水域を指定し、または特定の水域についてその速力を制限することができる。

(水上安全指導員)

第23条 公安委員会は、水上交通の安全を確保し、あわせて水上交通に起因する障害の防止に資するとともに、水上の使用に関する事故の防止を図るための指導および啓発を行わせるため、公安委員会規則で定めるところにより、水上安全指導員を委嘱することができる。

その他の法令

滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例

第12条（行為の制限）

保護地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、当該保護地区が指定され、またはその区域が拡張された際現に着手している行為については、この限りでない。

（3）動力船または車両（軽車両を除く道路交通法上の車両をいう。）の使用

自然公園法

第17条第3項

特別地域内においては、次の各号に掲げる行為については、・・・国定公園にあつては都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。・・・

10 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

→罰則あり

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律

第8条の8第5項

特別保護地区の区域内に於て水面の埋立又は干拓、立木竹の伐採、工作物の設置其の他鳥獣の保護蕃殖に影響を及ぼす虞ありとして政令を以て定むる行為を為さんとする者は環境庁長官又は都道府県知事の許可を得べし・・・

令第3条（特別保護地区の区域内における許可を有する行為）

法第8条の8第5項の政令で定める行為は、次に掲げる行為で・・・

4 動力船を使用すること（漁業又は船舶運航の事業を営むために行うものを除く）。

→罰則あり

県大気環境の負荷の低減に関する条例

第10条（自動車等の駐車時の原動機の停止）

自動車等を運転する者は、駐車をする場合には、当該自動車の原動機を停止しなければならない。但し・・・やむを得ない事情があるものとして規則で定める場合はこの限りでない。

→罰則規定なし

県暴力的不良行為等防止条例

第3条（水泳場等における危険行為等の禁止）

何人も、人が遊泳し、または手こぎのボートその他少舟類が回遊する水面において、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇、水上スキー、ヨットまたは端艇を故なく縫航し、急転回し、疾走させる等により、遊泳し、または手こぎボートその他の小舟類に乗っている者に危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

第2項 何人も、水泳場その他人が遊泳している場所において、人の身体または浮輪、ボート等の器物もしくは施設にいたずらをして、人に不安を覚えさせるような行為をしてはならない。

→罰則規定あり

軽犯罪法

第1条（罪）

左の各号の1に該当する者は、これを拘留又は科料に処する。

14 公務員の制止をきかずに、人声、楽器、ラジオなどの音を異常に大きく出して静穏を害し近隣に迷惑をかけた者

小型船舶の登録等に関する法律

第3条（登録の一般的効力）

小型船舶は、小型船舶登録原簿に登録を受けたものでなければ、これを航行の用に供してはならない。ただし、臨時航行として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。

第8条（船舶番号表示の義務）

小型船舶の所有者は、前条の規定により船舶番号の通知を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく当該船舶に当該船舶番号を表示しなければならない。

第36条（罰則）

第3条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第37条（罰則）

次の各号に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第8条の規定に違反した者

琵琶湖適正利用懇話会第3回湖岸・沿岸集落域対策部会

平成14年(2002年)1月23日(水)

13:00~17:00

於 滋賀県農業共済会館大会議室

会 議 次 第

1, 開 会

2, 議 事

(1) 利用規制等に関する区域設定について

・区域設定の考え方

(2) その他

3, 閉 会

琵琶湖適正利用懇話会湖岸・沿岸集落域対策部会 委員名簿

	氏 名	現 職	備 考
1	北岸 明	パナソニックオートテック安全協会琵琶湖支部長	
2	北村 勇	滋賀県漁業協同組合連合会副会長	
3	黒田 学	日本ボートセリング協会滋賀県代表	
4	小林 圭介	永源寺町教育長	
5	清水 幸男	湖北野鳥センター専門員	
6	早川 清	立命館大学理工学部教授	
7	藤田 浩次	(財)日本釣振興会滋賀県支部理事	
8	吉田 和宏	弁護士	

琵琶湖ルールにおける規制方策について

琵琶湖におけるレジャー利用に関するルールの制限および誘導方策(案)は以下のとおりである。

- ① 集落域から一定区間の動力船徐行区域の設定
目的：湖岸住民の生活環境(騒音面)の保全
基準：
 - ・湖岸住民へ不快感を与える音の基準
 - ・音の基準設定については、環境基準を軸に詳細な調査や専門的な知見の集約が必要

- ② 集落域や農道など生活道路の車両通行制限および駐車制限
目的：湖岸住民の生活環境・生業の操業環境の保全
基準：
 - ・地域協議会などから要請のある箇所誘導策：
 - ・湖岸利用場所等への進入路の設定による利用者の誘導
 - ・湖岸沿いへの駐車場整備による利用者の誘導

- ③ 生物の生育・繁殖地やヨシ原付近での船舶航行禁止区域の設定
目的：生態系の保全
基準：
 - ・動物の生息、繁殖に影響のある音に対しての基準
 - ・ヨシ原などは生物相が多様なことから特に音に対しての厳格な基準
 - ・音の基準設定については、今後詳細な調査や専門的な知見の集約が必要
 - ・ヨシ保全条例など他法令の基準の準用

- ④ 生物の生育・繁殖地やヨシ原などへの車両乗り入れ禁止区域の設定
目的：生態系の保全(希少動植物対象)
基準：
 - ・貴重な動物種の生息地として認められた場所
 - ・貴重な植物種の生育地(群落など)として認められた場所
 - ・ヨシ原など多様な種の生息地で、踏み荒らしや排気ガスの影響、エンジン音等様々な要素からの影響が懸念される場所
 - ・基準設定には、守るべき場所・影響範囲の特定など今後調査が必要

- ⑤ 松林など湖岸植生の保護のための車両乗り入れ禁止区域の設定(砂浜、河口付近)
目的：湖岸景観の構成要素、地域特有の植生など地域で守るべき湖岸植生の保全
基準：
 - ・保安林等既存の区域指定のあるものはこれを準用
 - ・地域協議会などで要請のある場所→地域ルールで対応

- ⑥ 水泳場付近の船舶航行禁止
目的：水泳客（湖上弱者）の安全確保
基準：・対象船舶の制動距離からの安全距離の設定
（プレジャーボートの制動距離から30m程度）
- ⑦ 漁業施設付近での船舶航行禁止区域の設定
目的：・船舶航行の安全の確保
・漁業施設の保全
・漁業資源の保護
・漁業操業の保護
基準：・船舶航行の安全の確保、漁業施設の保全の観点からは、プレジャーボートの制動距離から30m程度
・漁業資源の保護については、詳細な調査や専門的な知見の集約が必要
- ⑧ 漁港や港湾施設出口付近の船舶の航行制限区域の設定
目的：船舶事故防止
基準：・反航船の避航距離の調査（「海上交通工学 藤井、巻島、原」）などにより、船長をLとした場合針路方向6L、横方向1.5Lとして設定
・各港湾、漁港の利用船舶の最大船長により設定
- ⑨ 湖岸域施設内（駐車場以外）への車両乗り入れ、駐車制限（自然公園園地、都市公園、河川管理施設、キャンプ場）
目的：湖岸施設、緑地帯、湖岸植生の保全
基準：各管理者が定める基準
誘導策：背後地への駐車場の整備
- ⑩ 取水口付近での船舶航行禁止
目的：船舶事故の防止（副次的に水道源水の水質の保全）
基準：・対象船舶の制動距離からの安全距離の設定
（プレジャーボートの制動距離から30m程度）
・取水水質の保全の観点からの基準設定については、今後詳細な調査や専門的な知見の集約が必要

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
	山地	人工湖岸	キャンプ場	湖岸公園	砂浜	河口付近	河川管理施設	ヨシ原	漁業施設	水泳場	漁港	農地	集落
散策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●
ウォッチング	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●
釣り	○	○	○	○	○	○	○	△	○	△	○	●	●
水面釣り	○	○	○	○	○	○	○	△	●	●	●	○	○
カヌー	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○
ウインドサーフィン	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○
ヨット	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	○	○
湖岸水泳	○	○	○	△	○	○	○	●	○	○	●	●	●
バーベキュー	△	△	△	△	△	△	●	●	○	△	●	●	●
オートキャンプ	○	○	○	△	△	△	●	●	○	△	●	●	●
モーターボート	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	△	●
水上バイク	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●	●	△	●
車両駐車	△	△	○	△	●	●	●	●	○	○	●	●	●

湖岸利用マトリックス図 (○ : 利用可 △ : 条件付き利用可 ● : 利用不可)

琵琶湖ルールにおける規制模式図（案）

漁業施設付近での船舶の航行禁止

取水口付近の船舶航行禁止

利用協定区域

- ・ 背後環境に影響が少ないことが原則
- ・ 進入路を限定し、駐車場を整備する
- ・ 船舶の出入艇場所を設定する
- ・ トイレなど利用促進施設を設置する

動力を有する
プレジャーボートの徐行区域

漁港や港湾出口の
安全確保のため船舶の航行制限

松林などの保護のため
車両の乗り入れ禁止

背後駐車場整備による
車両乗り入れ禁止
(自然公園、都市公園など)

水泳場、生物の繁殖地、ヨシ原付近での船舶航行禁止



参 考 资 料

■ 水上バイクの騒音と湖岸からの距離の関係

琵琶湖の水上バイクは、利用が盛んな場所では、30台以上の同時走行が行われている。PWCのパフレットを参考に30台以上の同時走行時の騒音を考えれば、現状の水上バイク1台の騒音レベル（約80dB）では、湖岸域で住居専用地域（2車線以上の道路近傍）の環境基準60dB以下となるには400mの距離が必要であると考えられる。

水上バイク走行台数と湖岸からの距離の騒音レベルの関係

日常の騒音レベル	dB(A)	湖岸からの距離				
		15m	50m	100m	200m	400m
市内の深夜・図書館	40					
静かな事務所	50				1台 4台	16台 32台
静かな乗用車車内、普通の会話	60			1台 4台	16台 32台	
騒々しい事務所、デパートの売り場	70		1台 4台	16台 32台		
電話のベル、電車の車内	80	1台 4台	16台 32台			
地下鉄の車内、騒々しい工場内	90	16台 32台				
ガード下	100					
車のクラクションの近く	110					
ディスコ、飛行機のエンジン近く	120					
	130					
サイレンリベット打ち	140					

7

1

マナーズブックにおける基準の考え方

水上バイクの徐行区域、制限区域

	影響を及ぼす対象		許容できるレベル		区域の幅員
徐行区域 ・住民の生活環境 ・沿岸自然環境の保護	住宅・人体等		住民の苦情発生 湖岸の波音	60 ホン	湖岸から沖合 400m
	生態系	鳥類	鶏の事例	60 ホン	湖岸から沖合 400m
		魚類	橋梁を通過する列車の水中音	70 ホン	船舶から 30m
他船舶との衝突防止 に対する 制限区域	航行中の漁船や観光船		衝突等の事故防止		琵琶湖等水上安全条例の厳守
	港湾、漁港、船溜等		船舶の避航範囲 出入港のための航路部：6L 出港のための待機部 1.5×2	ただしLは船長	○防波堤内全域 ○出入口付近は、防波堤開口部から 次の範囲とする。 ・沖合 400m×幅 100m (大津港等) ・沖合 150m×幅 50m (長浜港等) ・沖合 60m×幅 20m (その他)
取水等などへの 衝突防止に対する 制限区域	取水等など		衝突等の事故防止		30m (プレジャーボートの停止距離より)
漁業活動に対する 制限区域	エリ		漁業活動の支障防止 衝突等の事故防止		原則 300m 定置網の保護区域の事例を参照

水域区分の設定

1. 法令等による航行制限水域について

琵琶湖において水上オートバイの航行を制限する法令（基準）には以下に示すものがある。

- ① 滋賀県琵琶湖等水上安全条例
- ② 滋賀県暴力的不良行為等防止条例
- ③ 水上オートバイ特殊基準

(1) 滋賀県琵琶湖等水上安全条例

滋賀県琵琶湖等水上安全条例（以下『水上安全条例』とする）は、昭和30年に制定され、水上交通の安全を確保するため、琵琶湖において船舶の航法や航行を制限している水域の明示、船舶所有者や操船者の心得などについて規定している条例であり、動力船の危険行為の禁止等を目的として平成6年6月1日に改正施工されている。

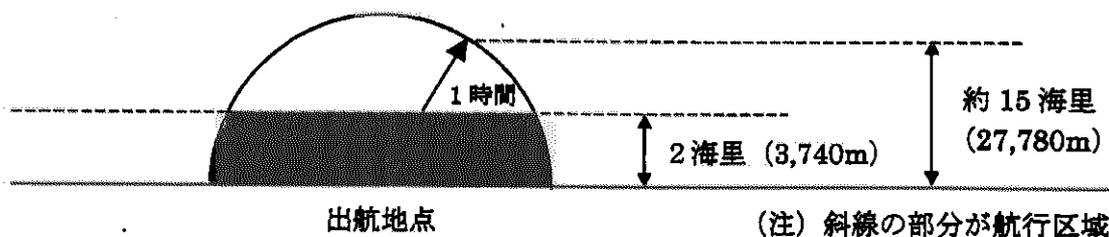
利用区域の設定に際しては、「水上安全条例」で航行が制限されている水域について把握する必要があり、条例の抜粋の一部を示したものが図3.1である。

(2) 滋賀県暴力的不良行為等防止条例

滋賀県暴力的不良行為等防止条例（以下『暴力防止条例』とする）は、昭和38年に制定され、住民および滞在者の安全と秩序を維持し、善良な風俗環境を保持するために規定している条例であり、「第3条 水泳場等における危険行為等の禁止」において遊泳者や手こぎボート等の小舟類に乗っている人に対して、安全を図るため動力船による危険な航行が禁止されている。

(3) 水上オートバイ特殊基準

水上オートバイの航行水域を定めたものであり、その水域は下図に示すとおりである。水上オートバイが安全に発着できる任意の地点から最大速力2時間以内に往復できる水域。片道1時間およそ15海里（27,780m）以内の水域で、当該地点から2海里（3,740m）以内の水域。（以下参照）



【遊覧暴力的不良行為禁止防止条例】

○遊覧暴力的不良行為等防止条例

(昭和38年12月16日)
(第33号)

昭和38年12月16日
第33号

遊覧暴力的不良行為等防止条例をここに公布する。

遊覧暴力的不良行為等防止条例

(目的)

第1条 この条例は、暴力的不良行為を防止し、もつて住民および遊覧者の安全と秩序を維持し、ならびに善良な風俗を保持することを目的とする。

2 すべて住民および遊覧者は、良俗の維持と達成のため、不断の努力と相互の協力によつて、暴力的不良行為等をなくするようにしなければならない。

(遊覧行為の禁止)

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、公共施設、キャンプ場、肉店、飲食店その他の公共の場所以(以下「公共の場所以」という。)または汽車、電車、乗合自動車、船舶その他の公共の乗物(以下「公共の乗物」という。)において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

① 通行人、入場者、乗客等に対し、いざがかりをつけ、不愉快等の不安を覚えさせるような言動をすること。

② 婦女を辱しもしくは侮辱をせ、または同様に不安を覚えさせるような卑劣な言動をすること。

③ 刀物、銃持その他の他人に危害を加えるのに使用されるような物を人に不安を覚えさせるような方法で所持すること。

2 何人も、標札または標記その他の標識的標識に類し、多数の人が集まっている公共の場所以において、ゆえなく、人を押しのけ、物を投げ、物を損壊をせ、危害を加する等により、その場所以における秩序を乱し、または妨害するような行為をしてはならない。

(本場等における危険行為等の禁止)

第3条 何人も、人が遊覧し、または歩くの道(以下「歩道」という)において、オートバイその他の動力車を用いて遊覧する行為、水たまり

十一、モットまたは地面をゆえなく蹴踏し、急転倒し、危険を及ぼす等により、遊覧し、または歩くの道(以下「歩道」という)に属する歩道に危険を及ぼさせるような行為をしてはならない。

2 何人も、本場等その他の人が遊覧している場所以において、人の身体または荷物、オート等の乗物もしくは標識にいたずらをして、人に不安を覚えさせるような行為をしてはならない。

(買物行為等の禁止)

第4条 何人も、声々を叫んで、商品の宣伝、修理、加工、貸付け、交換、配布もしくは作成、遊覧その他の遊覧の奨励または買物もしくは飲食の奨励もしくは勧誘(以下「遊覧等」という。)を行なうに類し、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

① 遊覧等の申込みをことわられたにもかかわらず、すみやかにその場から立ち去らず、または承諾がないのに、支障等に物品を展示し、もしくはすわたり込むこと。

② 粗野もしくは乱暴な言動をし、または不安、屈辱もしくはけんかを買えさせるような言動をすること。

2 何人も、依頼または承諾がないのに、商品の修理、加工、貸付け、交換、配布もしくは作成、遊覧その他の遊覧の奨励または配布を行なつて、その対価または報酬をしようと要求してはならない。

(入場券等の不正な売買行為等の禁止)

第5条 何人も、入場券、買物券その他の公共の場所以を利用しうる権利を証する物または乗車券、乗船券、発行券、整理券、観覧券その他の公共の場所以の乗車券等を利用しうる権利を証する物で発給者が指定されているもの(以下「入場券等」という。)を、不特定の者に譲渡し、または不特定の者に譲渡する目的を有する者に交付するため、入場券等を失効に発現する場所以において、買い、または買おうとしてはならない。

2 何人も、譲渡する目的で他人入場券等を不特定の者に売り、または売ろうとしてはならない。

(遊覧等の不正な買物行為等の禁止)

第6条 何人も、公共の場所以または公共の乗物において、道路、広場を占めるための目的の達成または乗物の乗客を占める目的を、不特定の者に対し、対価を得て、

譲渡し、または買おうとしてはならない。

(商品買物行為等の禁止)

第7条 何人も、遊覧者(買物者等)の買物行為の奨励等に関する法律(昭和三十八年法律第22号)第2条第1項第7号の各号(「おじやん屋を除く。」)をいう。以下同じ。)の旨に類する行為を行つて、遊覧者の買物行為が著しく促進し、または促進もしくは交換する目的を有する者に交付するため、買い、または買おうとしてはならない。

(遊覧者の買物行為等の禁止)

第8条 第2条から第6条までの規定のいずれかに違反した者は、1万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処する。

(罰則)

(罰則)

2 罰金として科する違反行為をした者は、6月以下の懲役または3万円以下の罰金に処する。

(罰則)

(罰則)

(罰則)

(罰則)

(罰則)

1 この条例は、昭和38年1月1日から施行する。

2 遊覧暴力的不良行為等防止条例(昭和38年法律第33号)は、廃止する。

3 この条例の施行期日とした遊覧暴力的不良行為等防止条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則)

(罰則)

1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

2 この条例の施行期日とした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。